

「ひまわりスポーツクラブ」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、「ひまわりスポーツクラブ」(以下「クラブ」)と称する。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所は、那珂総合公園(那珂市戸崎428-2)に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本クラブは総合型地域スポーツクラブとして、「いつでも どこでも いつまでも」地域住民が広く自由に楽しくスポーツと文化に親しむ機会を提供し、地域住民のスポーツと文化を愛する風土の醸成および地域住民の健康づくりとコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 各種スポーツ・文化サークルの設置・活動・企画・運営
- 2 スポーツ・文化教室、スポーツ大会・イベントの開催
- 3 各種研修会の開催
- 4 広報誌の発行
- 5 その他クラブ目的の達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 会員とは本クラブの目的に賛同して入会した者をいう。

(会員の構成等)

第6条 会員の種別は以下のとおりである。

- 1 個人会員(小人:小学生以上中学生以下、大人:高校生以上)
但し、小人及び高校生が入会する場合には、書面(様式第1号)による保護者の同意を必要とする。
- 2 家族会員

(会費およびスポーツ保険料)

第7条 会員は別に定める会費およびスポーツ保険料を所定の手続きのうえ納入するものとする。

(会員証)

第8条 本クラブは会員の証として会員証(様式第2号)を発行する。

- 2 会員証の使用は、会員本人に限り、他人に貸与、譲渡することはできない。
- 3 会員証を紛失した時または記載事項に変更のあった時は、速やかに届け出、再発行手続きを行うものとする。
- 4 会員証は会員資格喪失時まで有効とする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は以下の場合会員の資格を喪失する。

- 1 会員の死亡
- 2 会員の退会
- 3 会員の除名
- 4 会費を納入しない時

(退 会)

第10条 会員は別に定める所定の退会届（様式第3号）を提出し、任意に退会することが出来る。但し、会員資格喪失に際しては会員証を返還するものとする。

(除 名)

第11条 会員が本クラブの名誉を毀損したり、秩序を乱す行為を行ったときは、運営委員会の議決を経て除名することができる。

第4章 組 織

(役員)

第12条 本クラブには、次の役員をおく。

- | | | |
|---|-----------|-------|
| 1 | 会 長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 2名 |
| 3 | 運営委員 | 15名以内 |
| 4 | クラブマネージャー | 2名以内 |
| 5 | 監 事 | 2名 |

(運営スタッフ)

第12条の1 本クラブに運営スタッフをおく、

(運営機関)

第13条 本クラブの事業運営のため、運営委員会及び運営スタッフ会議をおく。

(選 任)

第14条 会長、副会長、監事は、総会において承認する。

- 2 運営委員、クラブマネージャー及び運営スタッフは、会長が委嘱する。

(任 期)

第15条 本クラブの役員の任期は2年とする、但し、再任はこれを妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、速やかに補欠を任命する。但し、その任期は前任役員の残任期間とする。
- 3 役員は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その任務を遂行する。

(解 任)

第16条 役員が次の各号の一に該当したときは、運営委員会において解任議決し、総会の承認をもってこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行が困難と認められたとき
- (2) 役員としてふさわしくない行為を行ったとき

(職 務)

第 17 条 会長は本クラブを代表しその業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 クラブマネージャーは事務局を指揮し、クラブ運営全体の調整を行う。
- 4 監事は、本クラブの業務執行状況および財産状況の監査を行う。
- 5 事務局は、クラブマネージャーを補佐し、総会および運営委員会、運営スタッフ会議に関する事務並びに日々の会員管理、出納管理を行う。
- 6 運営スタッフは、総会、スポーツ教室、イベント等の業務を行う。

(専門部会)

第 18 条 運営委員会の中に次の専門部会を設置する。専門部会は運営委員会の委員をもって構成し、その任期は2年とする。但し、再任はこれを妨げない。

- 1 総務部
- 2 広報部
- 3 事業部
- 4 財務部

(専門部会の職務)

第 19 条 総務部はクラブの運営全体の総括として、各団体との連絡調整を行うとともに、その他、ほかの部に属さない職務を行う。

- 2 広報部は、クラブの会報を発行するなど広報活動を行うとともに、会員の募集を行う。
- 3 事業部は指導者の登録、指導組織づくり、指導者及び会員の研修会の企画運営、スポーツ教室の企画運営、スポーツイベントの企画運営を行う。
- 4 財務部は会計事務管理、財源確保及びクラブの資産・財産管理を行う。

第 5 章 会 議

(総 会)

第 20 条 本クラブの総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 総会は、本クラブ会員をもって構成する。
- 3 総会は、本クラブの運営に関する次の事項を決議する。
 - (1) 規約の改定
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画および予算の決定
 - (5) 事業報告および決算の承認
 - (6) 役員承認
 - (7) その他運営に係わる重要事項
- 4 総会は年1回開催する。
- 5 臨時総会は次の各項の一に該当するとき開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会員の5分の1以上から会議の開催目的を記載した書面による開催請求があったとき
- 6 総会は会長がこれを招集する。
- 7 総会の議長は会長がその任に当たる。
- 8 総会での議決は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。但し、小人会員はこの限りでない。
- 9 止むを得ない事由で総会を欠席するときは、あらかじめ委任状をもって、議決に加わることができる。

(運営委員会)

第21条 運営委員会は、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
 - (4) 会費の額の決定
- 3 運営委員会は次の各項の一に該当するとき開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 運営委員の2分の1以上から会議の開催目的を記載した書面による開催請求があったとき
- 4 運営委員会は会長がこれを招集する。
- 5 運営委員会の議長は会長がその任に当たる。
- 6 運営委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 7 運営委員会での議決は、出席委員の3分の2以上をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 止むを得ない理由で運営委員会を欠席するときは、委任状をもって議決に加わることができる。

(運営スタッフ会議)

第21条の1 運営スタッフ会議には、運営スタッフのほか運営委員も参加し開催する。

- 2 運営スタッフ会議は、次の事項を協議する。
 - (1) 業務の執行に関する事項
 - (2) その他クラブの運営に関する事項
- 3 運営スタッフ会議は会長がこれを招集する。
- 4 運営スタッフ会議の議長は会長がその任に当たる。

第6章 会計

(資金)

第22条 本クラブの運営資金は、次の各項の収入をもってこれにあてる。

- 1 会費
- 2 事業等による収入
- 3 その他

(資金の運営・管理)

第23条 本クラブの資金は財務部がこれを運営・管理する。

- 2 資金の執行権は、財務部がこれを有する。

(予算・決算)

第24条 本クラブの予算および決算は総会での承認・議決を要する。

(会計年度)

第25条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第7章 自己の責任

(自己の責任)

第26条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規約および施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。また本クラブおよび指導者は事故に対し保険以外の一切の責務を負わないものとする。

(保険の加入)

第27条 会員は本クラブ指定の保険に加入するものとする。

2 会員が活動中に負った傷害については、その保険の対象範囲内で対応するものとする。

3 イベント等、日常のクラブ活動以外の行事に際する保険は別途加入する。

(紛失・盗難)

第28条 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失および盗難に関し、本クラブは一切の賠償の責を負わない。

第8章 解散・合併

(残余財産の帰属)

第29条 本クラブが解散(合併または破産による解散を除く)したときに残余する財産は那珂市に帰属するものとする。

第9章 細 則

第30条 本規約に特段の定めのない事項および運営上必要な細則は、運営委員会の決議によりこれを定める。

(細則の改定)

第31条 本細則は、運営委員会の決議により随時改定することができる。

附 則

本規約は、平成22年2月28日より施行する。

附 則

本規約は、平成26年4月20日より施行する。

附 則

本規約は、平成28年4月24日より施行する。

附 則

本規約は、平成30年4月22日より施行する。